

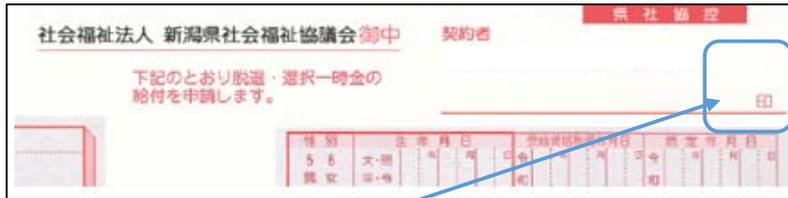
## 事務局からのお知らせ

### 会員サイトの改修予定

今年度も9月頃に会員サイトの改修を予定しています。主な変更事項についてご案内します。

#### 1. 脱退書類の変更

##### (1) 申請書(1枚目)



契約者（事業所）の確認印を押していただくように変更します。  
（退職者の押印は必須ではなくなります。）

##### (2) 退職所得申告書を税務署の様式変更に伴って、委託銀行の書式に変更します。

#### 2. 転出の通知画面

転出の届出を通知する際に、該当者の加入者番号を表示するように変更し、同時に複数の異動があっても区別できるようにします。

#### 3. 加入者氏名の文字数制限

加入者の氏名を提携銀行システムに合わせて、13文字までにします。

外国籍の方は13文字に調整して登録が必要になります。

※システム改修時に、改めて変更事項を詳しくご連絡致します。

### 納付書の送付依頼

7/5(火)に一斉メールで依頼した源泉税納付書のご送付ありがとうございます。

まだ、送付されていない場合は、8/31(水)までにお願致します。

メールが未達の場合は、一斉メール送信内容をHPに掲載しましたので、ご確認ください。

[https://www.fukushiniiigata.or.jp/mail\\_back/](https://www.fukushiniiigata.or.jp/mail_back/)

また、登録情報の更新を順次進めておりますので、お手数をおかけしますが、ご協力を  
よろしくお願致します。



### 3月退職者の給付状況のご報告

4月末までに県社協に到着した書類の処理状況

	令和2年	令和3年	令和4年
退職書類受理数	852件	807件	815件
銀行へ送付完了	5/13	5/7	4/28
退職金給付完了	6/1	5/26	5/23

このように3月退職でも、書類到着後**1ヶ月程度で退職金が給付**されています。  
今年は5月になってから書類が届くことも多かったようですが、退職後に郵送で書類のやり取りをするのは大変です。退職前に書類を作成し、確認まで済ませておくことをお勧めします。



### 一斉調査の終了

毎年、11～12月頃に加入者明細表の確認（一斉調査）を実施していましたが、今年度以降は行いません。

昨年までの調査と当会での照合により、休職期間が届出と相違している事例はなくなりました。加入者の生年月日、性別の訂正は会員サイトで行うことができるようになりました。

以上により、全事業所に回答を求めるような調査は必要なくなったと判断しました。

但し、届出情報の相違は退職金給付額に影響しますので、**今後も年1回程度は登録内容を確認してください**。修正が必要な場合は、いつでも当会へご連絡ください。

当会でも提携銀行システムとの照合を年1回行っています。

### お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主任 本間 一生 / 囑託 柝堀 美子

TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528

MAIL:soumu@fukushiniiigata.or.jp

## I 制度の概要

実施主体	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）
基金財源	施設・団体及び職員から納付された掛金及び基金から生じる収益。
基金運用	三井住友信託銀行と指定金銭信託（単独運用）契約を締結し、基金の管理・運用等を委託しています。
基金運営	基金運営の適正を期すため、「運営委員会」を設置し、基金運営に関し調査、研究、協議を行い、協議会に意見を具申しています。
加入対象	県内に所在する社会福祉施設・団体（国及び地方公共団体以外のもの）。
加入資格	協議会の会員である施設・団体。
適用者の範囲	各施設・団体に勤務する有給常勤職員。
加入時期	施設・団体及び適用者の加入は、毎年4月1日または10月1日の年2回。
掛金	1日現在の加入者数×一人当たり月額3,000円 一人当たり月額3,000円の内訳：事業主1,500円、職員1,500円
給付金	○退職一時金 加入期間が1年以上の退職者
	○遺族一時金 加入者が死亡した場合その遺族に支給
	○退職年金 15年以上加入した退職者でかつ年齢が満60歳に達した後、最初に到来する2月、5月、8月、11月から10年間支給

≪令和4年 3月 31日現在≫  
 <加入施設数> 644施設・団体  
 <加入者数> 23,162名

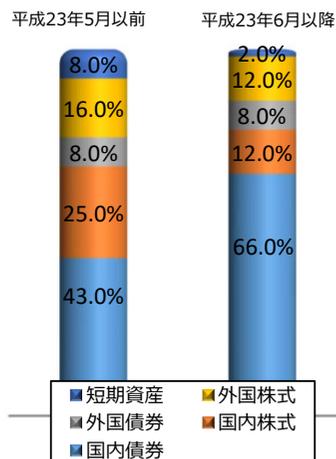
## II 積立基金の運用ガイドライン

協議会は、退職積立基金の運用にあたって、協議会の規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクの範囲内で必要とされる総合収益を長期的に確保することを基本方針としています。

なお、昨今の運用環境の変動制拡大に伴い、協議会の積立基金の運用についても、平成23年6月以降、より安定的なポートフォリオへの変更を行い運用しています。

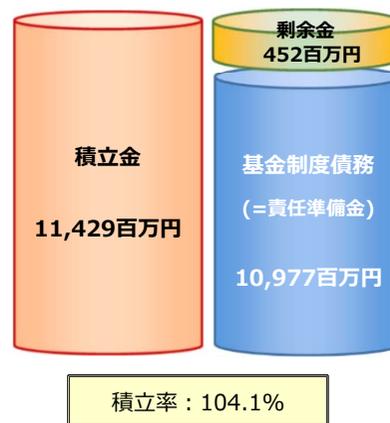
### 【資産配分計画】

対象資産	中心値	変更許容幅
国内債券	66.0%	61.0%~71.0%
国内株式	12.0%	7.0%~17.0%
外国債券	8.0%	3.0%~13.0%
外国株式	12.0%	7.0%~17.0%
短期資産	2.0%	0.0%~10.0%



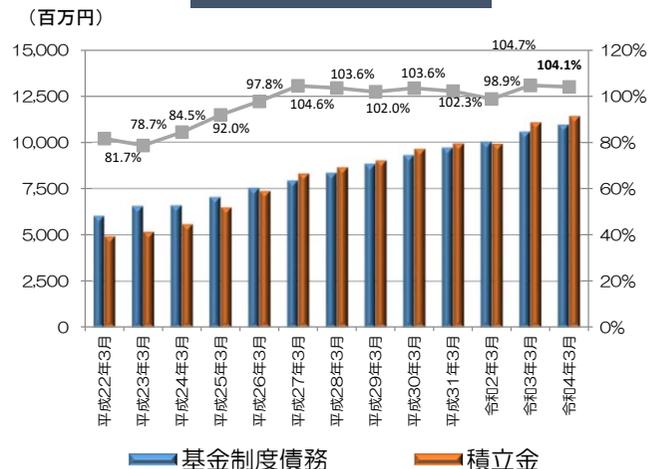
## III 制度の財政状況

### 令和4年3月末基準の財政状況



＜責任準備金＞ 積立目標額。将来の給付のために保有しておかなければならない積立金のこと。  
 積立率が高い（不足金が少ない）ほど、積立基金制度の財政状況としては望ましい状態にあるといえる。

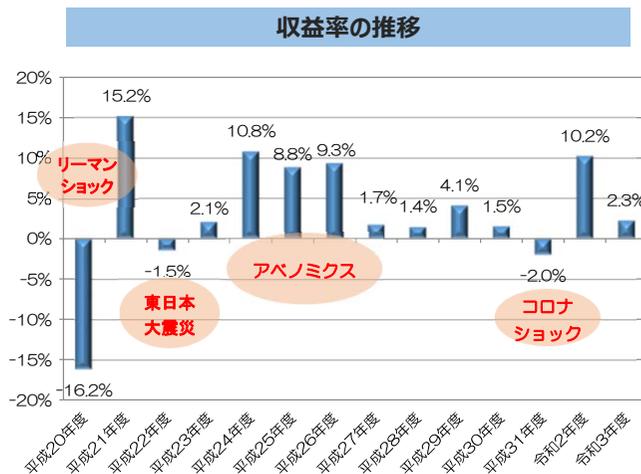
### 積立比率の推移



## IV 積立基金の運用状況（平成20年度以降）

積立基金の運用は、平成20年度のリーマンショックの際に大幅なマイナスとなりましたが、その後は中期的には堅調に推移しています。

令和3年度の株式市場は米国の金融引締めベースの加速懸念やウクライナ情勢の緊迫化などにより下落する局面もあったものの、特に外国株式においては経済活動の再開や良好な企業業績などから大きく上昇しました。その結果、年度を通じての本基金の運用実績は+2.3%となりました。



### 時価構成比（令和4年3月末基準）

(金額単位：百万円)

対象資産	時価総額	構成比
国内債券	7,383	64.6%
国内株式	1,401	12.3%
外国債券	870	7.6%
外国株式	1,494	13.1%
短期資産	281	2.5%
合計	11,429	100.0%

平成20年4月～令和4年3月末  
 までの累積収益率：54.2%  
 （年率：3.1%）